

平成二十七年五月十九日受領  
答弁 第二二五号

内閣衆質一八九第二二五号

平成二十七年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員長島昭久君提出新たな日米防衛協力のための指針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長島昭久君提出新たな日米防衛協力のための指針に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「集団的自衛権の行使に当たる活動」及び「集団的自衛権を行使しなければ実行できないような活動」の具体的な内容については、発生した事態の個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難であるが、平成二十七年四月二十七日（現地時間）の日米安全保障協議委員会において了承された日米防衛協力のための指針の「IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保」の「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」において、「日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であつて、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき」に「協力して行う作戦の例」として、「アセットの防護」、「搜索・救難」、「海上作戦」、「弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦」及び「後方支援」について概要を示している。